

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営意思決定の迅速化と効率的な業務執行を実現するための重要な要件であると位置付けており、従来より少数の取締役により取締役会の機能を十分に発揮させることにより、適正かつ効率的なコーポレート・ガバナンスを実施できる体制を構築しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレート・ガバナンスコードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
山田 弘直	150,000	7.36
山田 美紀	150,000	7.36
元屋地 文明	125,000	6.14
株式会社伊予銀行	70,000	3.43
株式会社三菱UFJ銀行	70,000	3.43
GMOクリック証券株式会社	67,900	3.33
加藤 玄也	50,000	2.45
加藤 亜弥	50,000	2.45
松永 里佳	50,000	2.45
カーディナル従業員持株会	43,600	2.14

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	その他製品
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
---------------------	--------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
平野 秀明	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
平野 秀明		社外取締役の平野秀明氏は、当社に2004年4月末まで業務執行者として在籍しておりましたが、退職後すでに17年が経過しております。平野秀明氏は、現在、アルポルト株式会社の代表取締役であります。当社はアルポルト株式会社に電子機器の購入・保守を依頼しており、取引額は年間7,300千円(2021年3月実績)であります。	平野秀明氏は、システムエンジニアとして当社の基幹システムの立ち上げに参加しており、当社の実情に即した的確な助言をいただけるものと判断しております。また、当社と平野秀明氏の現経営会社との間に重要な取引関係は無く、一般株主との利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役、会計監査人及び内部監査部門である経営管理室は、必要に応じて情報交換を行うなどの連絡を緊密にすることで監査の実効性と効率性を高め、内部統制システムの整備状況と有効性について確認を行っております。

監査役監査と内部監査の連携状況については、監査役は経営管理室より原則月1回開催の監査役会において内部監査計画及び月次の内部監査の結果報告を受けております。また、経営管理室は監査役の職務遂行に必要な調査依頼や情報収集等を適宜補助しております。

当事業年度において監査役会を14回開催しており、監査役3名ともすべての監査役会に出席しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中尾 陽二	他の会社の出身者													
藤井 幸雄	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 ）」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 ）」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中尾 陽二		社外監査役の中尾陽二氏は、精宏社印刷の代表者であります。当社は精宏社印刷から2013年3月まで印刷物等を仕入れておりましたが、現在は取引関係はありません。	中尾陽二氏は、永年にわたる印刷業界での経験を有しております。また、当社と中尾陽二氏の間には現在、取引関係は無く、一般株主との利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。
藤井 幸雄		社外監査役の藤井幸雄氏は、日本ビジネス・フォーム株式会社の代表取締役であります。当社は日本ビジネス・フォーム株式会社から印刷物等を仕入れており、取引額は年間281千円(2021年3月期実績)であります。	藤井幸雄氏は、永年にわたる印刷業界での経験を有しております。また、当社と藤井幸雄氏の現経営会社との間に重要な取引関係は無く、一般株主との利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員は、全員独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現状では、必要性が無いため実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

令和3年3月期における取締役の報酬等の総額は29,689千円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役は、取締役会及びその他の重要な会議に出席し、各取締役の業務執行状況について報告を求める等により直接情報を得るほか、内部監査を担当する経営管理室のサポートを得て、業務執行が妥当かつ効率的に行われているかを監査し、改善のための意見を述べております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の業務執行、監査・監督等の機能に係る機関及び体制は以下の通りであります。

(取締役会)

当社の取締役会は社外取締役1名を含む4名で構成され、法令・定款で定められた事項及び経営に関する重要事項等について業務執行の決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督しております。原則1ヶ月に1回開催しており、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

(監査役会)

当社の監査役会は社外監査役2名を含む3名で構成され、各監査役は、取締役会や重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べるほか、取締役会終了後に監査役会を開催し、取締役会の内容や会社の運営状況について意見を交換しております。

また、策定された監査方針及び監査計画に基づき、業務及び財産の状況調査を通じて、取締役の業務執行を監査しております。

(会計監査人)

当社は、ネクサス監査法人と監査契約を締結し、適宜監査が実施されております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は原田充啓氏、高谷和光氏、岩本吉志子氏の3名で、当社にかかる継続監査年数はそれぞれ7年以下であります。

当社の会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士4名であります。

(内部監査)

当社の内部監査は、経営管理室が担当し、同室員1名が当社内部監査規程に基づき実施しており、法令遵守状況や業務リスクを把握することで内部統制の実効性を高めております。

また、監査役会及び会計監査人と連携し、監査機能の向上に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の取締役会は社外取締役1名を含む4名で構成され、経営の意思決定機能と執行役員による業務執行を管理監督する機能をもってあります。監査役会は監査役3名中2名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しております。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外取締役1名および社外監査役2名による経営監視機能が十分に機能する体制として、現状の体制としております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	当社ホームページにおいて株主総会招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいてIR資料等を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社の業務執行が、適正かつ健全に行われるため、次のとおり内部統制システムの体制整備に必要な基本方針を決議しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役及び使用人の行動規範の基準指針として「カーディナル会社綱領」、社員個々の倫理規範として「社員心得」を併記した携行カードの形で携帯させることにより、法令・定款その他の社内規定、企業倫理等を遵守した行動を取るための体制をとっております。
会社のコンプライアンスを統括する担当取締役を任命し、担当取締役により、コンプライアンスに関する社内規定を定め、会社全体のコンプライアンスの構築・運用を図っております。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に関する文書その他の情報は、「取締役会規程」、「文書管理規程」、社内規定に従い適切に保存管理を行うものとしております。各取締役または各監査役は、必要があるとき、随時閲覧できるものとしております。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスクマネジメント規程を定め、管理部門にリスク管理委員会を設置し、定期的なリスク評価を行うことにより、リスク管理体制を維持増進させております。
不測のリスクが生じた場合には、代表取締役を長とする緊急対策本部を設置し、危機に即応した必要な施策を実施することにより損失の拡大を防止するものとしております。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務の執行が効率的に行われることを担保するため、月1回の取締役会の他、必要に応じ取締役会を開催し、経営に関する重要事項の意思決定の他、業務執行状況の管理・監督を行っております。
「取締役会規程」、「職務分掌規程」、「稟議規程」に基づき、意思決定ルールを整備し、適正かつ効率的な職務執行を確保しております。
5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は必要に応じて、監査役の業務補助のため、特定の使用人にその補助業務を命ずることができることとしております。その人事については、当該使用人の所属長の同意を必要としております。
また、指名された当該使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役等の指揮命令は受けないものとしております。
6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
取締役及び使用人は、業務報告に際して、重大な法令違反、定款違反、不正行為又は会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告するものとしております。
取締役及び使用人が、上記に係る報告をしたことを理由として、不利益な取扱いをすることを禁止しております。
7. 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他当該職務の執行について生じる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をたときは、速やかに当該費用及び債務を処理するものとしております。
8. その他監査役がその職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他当該職務の執行について生じる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項
代表取締役は、監査役と可能な限り会合をもち、業務報告に加え、会社の運営に関する意見の交換を行うことにより意思の疎通を図るものとしております。
9. リスク管理体制の整備の状況
当社では、経営に重要な影響を及ぼすリスクについて、取締役会及び稟議制度に基づき意思決定が行われるものとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会秩序や安全に脅威を与える反社会勢力に対しては、毅然とした態度で対処し、あらゆる関係を持たないことを基本方針とし、当該方針に基づき経営理念や行動規範を策定し、社内への周知徹底をはかっております。
総務部を担当部署とし、平素より関係行政機関などから情報収集に努め、事案の発生時には、組織全体として速やかに対処できる体制を構築しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に関する社内体制は以下のとおりであります。

1. 適時開示の基本方針

当社は、証券取引所諸規則、関係法令及び社内規程等に則り、株主及び投資家の各位に適時かつ正確な情報を迅速に開示することを適時開示の基本方針としております。

2. 適時開示に関する社内体制

決定事項につきましては、取締役会において意思決定を行った後、情報開示の担当部署である財務部で適時開示への該当の有無を検討し、該当する場合は開示資料を速やかに作成し、東京証券取引所の規則に基づいた手続きにより開示いたします。

発生事項につきましては、当該事項の発生部署において事実を確認した後、情報開示の担当部署である財務部に報告がなされ、それが重要な発生事項であると認識した場合、直ちに代表取締役へ報告したうえ、適時開示への該当の有無を検討し、該当する場合は取締役会の承認を得て、開示資料を速やかに作成し、東京証券取引所の規則に基づいた手続きにより開示いたします。

いずれの場合においても開示されるまでは、業務上必要な最低限の人員以外には公表されない体制になっております。

